

## ふね遺産認定基準

2017年7月21日 理事会承認

2018年3月16日 改定

2019年9月20日 改定

### 【目的】

歴史的価値のある「ふね」関連遺産を「ふね遺産」(Ship Heritage)として認定し、社会に周知し、文化的遺産として次世代に伝えるとともに、「ふね遺産」を通じて、国民の「ふね」についての関心・誇り・憧憬を醸成し、歴史的・文化的価値のあるものを大切に保存しようとする国民及び政府・地方自治体の気運を高め、我が国における今後の船舶海洋技術の幅広い裾野を形成することをこの活動の目的とする。

なお、「ふね」の表記は、「船」や「舟」も含める意味で、平がなにするものである。

### 【認定対象】

以下の項目に該当する各種の現存する物件、ならびに信頼できる十分な証拠資料を伴う非現存物件を認定対象とする。

- (1) 人や物資を輸送する船舶のみならず、作業船、艦艇、実験船、調査船、海洋構造物などを含む浮体構造物全般
- (2) それらの設計、製造、運用、教育に関連した設備、工具、施設など
- (3) 同じく技術資料、規則、標準、文書など
- (4) 後世に伝承すべき重要な技術や事象を示すもの

なお、既に他の指定または認定を受けたものも含む。また、対象時代範囲は特に定めない。

### 【認定基準】

船舶海洋技術の発展に大いに寄与し、または我が国の平和・社会・文化・経済・生活・教育に大きく貢献したもので、以下の具体的要件のいずれかに相当し、かつ、その事実を示す資料、及び技術資料が提出されたものを認定する。但し、軍事的貢献・成果などを評価の対象にしない。

船舶海洋技術の発展に対して；

- (1) 独創的または新規の技術を与えたもの
- (2) 大きな性能上の改善を与えたもの
- (3) 設計上の大きな進歩を与えたもの
- (4) 技術の進歩・改良の大きな一段階となったもの
- (5) 精緻に復元され学術的価値の高いもの
- (6) その他特筆に値し、消滅の恐れがあるもの

平和・社会・文化・経済・生活・教育に対して；

- (7) ふね関連技術と社会・文化の関係上重要な、初めて、または最古のもの
- (8) 新たな経済・産業分野の創造に寄与したもの
- (9) 生活や利便性の向上に顕著に貢献したもの
- (10) 特筆に値する新たな形や方式を与えたもの

- (11) ふね関連技術の教育上、大きな貢献をしたもの
- (12) 歴史的に重要で、現在も活用中、または動態保存か初期状態を留めるもの
- (13) その他特筆に値し、消滅の恐れがあるもの

**【認定手順】**

以下の手順で認定する。

- (1) 広く一般から候補案件を募る。
- (2) 当学会内に設置したふね遺産認定実行委員会が、候補案件の中から、上記認定基準に照らして推薦案件を選定し、推薦順位を付して、下記のふね遺産審査委員会に推薦する。
- (3) 当学会長、関係理事、ふね遺産認定実行委員長、外部有識者から構成されるふね遺産審査委員会は、推薦案件の中から、ふね遺産認定案件を決定する。

なお、具体的な審査方法の詳細は別途定めるところによる。

以上